

一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会 事務局設置規程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会（以下「当法人」という）の事務局ならびに職員の配置に必要な事項を定めることを目的とする。

(事務所の所在地)

第2条 定款第2条第1項に定める当法人の主たる事務所は、長野県松本市出川町11番6号に設置する。

2 定款第2条第2項に定める当法人の従たる事務所は、長野県長野市信州新町上条137番地 JA 長野厚生連南長野医療センター新町病院地域医療連携室内に設置する。

(事務局員)

第3条 事務局長又は事務局員は、定時社員総会後の理事会にて選任し代表理事が任命する。

2 事務局長又は事務局員の任期は、定款第25条に定める理事と同様とする。

(事務局賃貸契約)

第4条 事務局を設置するにあたり賃料が発生する場合、理事会はその費用対効果、有用性を十分に審議し賃貸契約を結ぶこととする。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正は理事会の決議による。

附則 この規則は、平成29年4月3日から施行する。

令和3年5月22日 一部改訂